

にいがた市民環境会議設立趣意書

今日の環境問題は、地球規模で拡大している温暖化や酸性雨問題をはじめ、有害化学物質の環境汚染、あるいはごみの増大、生活排水による水質汚濁など、身近な問題も含め広い範囲にわたっています。

こうした問題は、私たちの日常の暮らしや事業活動と深く関係しており、その解決には行政はもとより、市民及び事業者がそれぞれの役割に基づいて、自主的かつ積極的に行動を起こしていくことが求められています。

私たちは、これまでも、今日の環境問題を自らの問題としてとらえ、知恵を出し合い、いろいろな人たちと協力しながら、にいがたのまちづくりを進めてまいりました。

この経験を生かし、さらに大きな市民の力として実行に移していかなければならない時期がきたと思います。

それが「水の都」にいがたの詩情豊かな環境を守り育てることとなり、さらに地球環境の保全につながるとともに、これを将来の世代に引き継いでゆくことになると確信します。

私たち一人ひとりが、まず、足元から行動することを基本とし、これが大きな輪となっていくことを願って、にいがた市民環境会議に結集していただくことを呼びかけるものです。

平成9年8月

にいがた市民環境会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、にいがた市民環境会議と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに、それぞれの立場を尊重した連携を模索し、さまざまな環境情報を収集・発信することを通じて、参加団体の自主的な環境保全活動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 各部会で定めた統一テーマに沿った自主的な環境保全活動の推進
- (2) 環境保全活動の推進に関する提案
- (3) 環境保全に関する積極的な情報・意見等の交換及び情報の発信
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、自ら環境保全活動に取り組む意志を持ち、本会の目的に賛同して入会した新潟市に所在する団体を会員とする。

2 会員は、それぞれ、希望する活動部会に所属するものとする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする団体は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 構成する団体が、解散又は破産したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき

(退会)

第8条 会員は、所定の手続きにより、随時本会を退会することができる。ただし、既納の年会費は、返還しない。

(届出)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至った場合は、速やかに会長に届けなければならない。

- (1) 団体の名称又は代表者の氏名を変更したとき
- (2) 団体の事務局の住所若しくは事業所の所在地を変更したとき

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、理事会で選出し、総会において承認を得る。
 - 3 理事は、部会長及び副部会長とする。
 - 4 監事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠及び増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、会員全員をもって構成し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画
 - (2) 予算の決定及び決算の承認
 - (3) 役員選出及び承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他必要な事項
- 2 総会は年1回とし、会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
 - 3 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(活動部会)

第14条 会員の環境保全活動を推進するため、会議に次の部会を置く。

- (1) 自然環境保全活動部会
 - (2) 生活環境保全活動部会
 - (3) 環境配慮推進活動部会
 - (4) その他必要により総会で認め、設置する活動部会
- 2 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。
 - 3 部会は、毎年度、各活動部会毎に統一テーマを設け、活動を行う。

(部会長及び副部会長)

- 第15条 部会には、部会長及び副部会長各1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 2 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 2 理事会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 会の運営に関する事項
 - (3) 会員の加入に関する事項
 - 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(事務局)

- 第17条 事務局は当分の間、新潟市環境対策課に置く。

第5章 報酬

(報酬)

- 第18条 本会の活動に係る会員及び役員等の報酬は、これを無償とする。

第6章 会計

(事業年度)

- 第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

- 第20条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の議決を経た上、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第21条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、事業年度終了後、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

第7章 その他

- 第22条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成9年8月26日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員任期は、第11条及び第15条第2項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとし、設立当初の理事会は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立発起人会において推薦する部会長及び副部会長をもって構成するものとする。